よって、同議定書は、次に掲げる各国について、それぞれ、その国名に対応する日に効力を生じた。

ブラジル連邦共和国	平成十六年二月二十二日
キプロス共和国	平成十六年三月四日
ベトナム社会主義共和国	平成十六年四月二十日
タジキスタン共和国	平成十六年五月十二日
ベリーズ	平成十六年五月十二日
ラトビア共和国	平成十六年五月十三日
グアテマラ共和国	平成十七年一月二十六日

（平成十五年十一月七日付け、同年十一月十二日付け、同年十一月十四日付け、同年十一月二十日付け、同年十一月二十一日付け、同年十一月二十四日付け、同年十一月二十六日付け、同年十二月五日付け、同年十二月十一日付け、同年十二月二十四日付け、平成十六年一月十四日付け、同年一月十五日付け、同年一月二十三日付け、同年二月六日付け、同年二月十二日付け、同年二月十三日付け、同年七月二十三日付け、同年十月一日付け、同年十月二十八日付け及び平成十九年十月三日付け国際連合事務総長書簡）

平成二十七年十月一日

外務大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉

○財務省告示第三百十五号

出納官吏事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十五号）第十四条及び第十六条に規定する外国貨幣換算率を定める等の件（平成二十七年一月財務省告示第二十七号）の一部を次のように改正し、平成二十七年十月一日から適用する。

平成二十七年十月一日

財務大臣　麻生　太郎

九十九を削り、百を九十九とし、百一から百三十三までを一ずつ繰り上げる。

○文部科学省告示第百六十二号

大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十七年十月一日

文部科学大臣　下村　博文

大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準の一部を改正する告示

大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準（平成十五年文部科学省告示第四十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「九千百四十四人」を「九千二百七十二人」に改める。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○文部科学省告示第百六十三号

大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則（平成十八年文部科学省令第十二号）附則第三項の規定により読み替えて適用する同令第七条第一項の規定に基づき、平成二十八年度の私立の大学の収容定員（医学に関する学部の学科に係るものに限る。）を増加する学則の変更の認可の申請に係る文部科学大臣が定める期間を次のように定める。

平成二十七年十月一日

文部科学大臣　下村　博文

大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則附則第三項の規定により読み替えて適用する同令第七条第一項の文部科学大臣が定める期間は、平成二十七年十月一日から十月九日までとする。

○文部科学省告示第百六十四号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号。以下「法」という。）第二十六条第一項及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号。以下「施行令」という。）第十六条第一項の規定に基づき、スポーツ庁の所掌に係る補助金等（法第二条に規定する補助金等をいう。）のうち次に掲げる補助金等の交付に関する事務（施行令第九条第三項（施行令第十二条及び第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定による財務大臣に対する協議に関する事務及び法第二十六条第二項の規定により都道府県が行うこととなった事務を除く。）をスポーツ庁長官に委任したので、施行令第十六条第四項の規定により告示する。

平成二十七年十月一日

文部科学大臣　下村　博文

私立学校施設整備費補助金（私立学校体育等諸施設整備費に限る。）、地方スポーツ振興費補助金、政府開発援助民間スポーツ振興費等補助金、民間スポーツ振興費等補助金、独立行政法人日本スポーツ振興センター施設整備費補助金、独立行政法人日本スポーツ振興センター研究施設整備費補助金

附　則

この告示は公布の日から施行する。

○文部科学省告示第百六十五号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第七十一条第一項及び第二項の規定により、次の表の上欄に掲げる無形文化財を重要無形文化財に指定し、同表の下欄に掲げる者を当該重要無形文化財の保持者として認定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十七年十月一日

文部科学大臣　下村　博文

上欄	下欄		
無形文化財	保持者		
名称	氏名	芸名・雅号	生年月日	住所
芸能の部				
京舞	觀世三千子	井上八千代	昭和三十一年十一月二十八日	京都府京都市東山区新門前通大和大路東入西之町二二四

○文部科学省告示第百六十六号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第七十一条第四項の規定により、次の表の上欄に掲げる重要無形文化財について、同表の下欄に掲げる者を当該重要無形文化財の保持者として追加認定したので告示する。

平成二十七年十月一日

文部科学大臣　下村　博文

上欄	下欄			
重要無形文化財	保持者			
名称	氏名	芸名・雅号	生年月日	住所
芸能の部				
人形浄瑠璃文楽太夫	村上　五郎	豊竹嶋大夫	昭和七年三月七日	東京都新宿区大久保二―三―五―七〇四
歌舞伎立役	片岡　孝夫	片岡仁左衛門	昭和十九年三月十四日	東京都品川区北品川六―六―五
工芸技術の部				
鍛金	大角　幸枝		昭和二十年十二月四日	東京都国分寺市光町一―四一―五―二〇六

○文部科学省告示第百六十七号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百四十七条第一項及び第二項の規定により、次の表の上欄に掲げる文化財の保存技術を選定保存技術に選定し、同表の下欄に掲げる者を当該選定保存技術の保持者として認定したので、同条第四項において準用する同法第七十一条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十七年十月一日

文部科学大臣　下村　博文